

1 一般的な解説

任意後見契約公正証書作成に関する一般的な解説については、日本公証人連合会のホームページに掲載されていますので、ご活用ください (<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow04>)。

2 ひな型を利用する場合の準備事項と必要資料

- 公証役場は任意後見契約公正証書のひな型を用意してご利用の便を図っています(ひな型を利用しないこともできます)。
- ひな型をご利用する場合にお決めいただく事項、ご用意いただく資料は、次のとおりです。

2.1 お決めいただく事項

次のア～エをお決めいただき、ご連絡いただくと、ひな型に当てはめて契約内容が確定します。

- ア 契約のタイプ …任意後見契約のみか、それと併せて委任契約(「移行型契約」)も締結するのか。
- イ 受任者の数 …受任者は1名か複数名か。受任者が複数名の場合、その代理権は各自単独行使型か共同行使型か。
- ウ 受任者について …その氏名、生年月日、住所及び職業
- エ 受任者の報酬 …報酬の有無、報酬ありの場合の報酬金額。

2.2 ご用意いただく資料

- ア 委任者及び受任者ともに必要となるもの …次の2つが必要となります。事前にご提出下さい(事前相談の際は写し可)
 - 本人確認資料 …次のいずれかのものが必要です。
 - ①自動車運転免許証、②マイナンバーカード、③印鑑登録証明書+登録の実印、④その他顔写真付きの官公庁発行の身分証明書 *健康保険証は不可
 - 住民票(最新のもの)
- イ 委任者のみ必要となるもの …戸籍謄本(委任者の戸籍事項が記載された最新のもの)

3 作成当日にご持参いただくもの

- 本人確認資料(写し不可) *印鑑証明書を使用する場合は、公正証書作成日からさかのぼって3か月以内に発行されたものが必要となります。
- 印鑑(本人確認資料に印鑑証明書を使用する場合は登録の実印。その他の場合は認め印も可。)
- 上記2.2ア及びイに記載した資料の原本

4 手数料等

- 手数料等については、上記1の日本公証人連合会のホームページのQ22をご参照ください。
- なお、公証役場のひな型を用いて受任者1名型の任意後見契約公正証書を作成した場合、お支払総額(公証人の手数料と登記申請の費用の合計額)の目安は、一般的には2万数千円前後となり、任意後見契約に加えて委任契約も結ぶと、一般的には4万円前後となります。